

発議第10号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年10月24日 提出

松阪市議会議長 坂口 秀夫

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派遣日	派遣場所	派遣議員
11月5日(日)	ワークセンター 松阪	環境福祉委員会(7人) 沖和哉議員、殿村峰代議員、奥出かよ子議員、東村佳子議員、中村誠議員、坂口秀夫議員、海住恒幸議員
11月6日(月)	飯南産業文化センター	総務企画委員会(7人) 楠谷さゆり議員、深田龍議員、森遥香議員、小野建二議員、米倉芳周議員、堀端脩議員、久松倫生議員
11月8日(水)	三雲・天白公民館	文教経済委員会(7人) 市野幸男議員、橘大介議員、野呂一平議員、吉川篤博議員、赤塚かおり議員、西口真理議員、山本芳敬議員
11月10日(金)	東黒部ふれあい会館	建設水道委員会(7人) 松本一孝議員、松岡恒雄議員、小川朋子議員、田中正浩議員、野呂一男議員、濱口高志議員、中島清晴議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため